

## 西宮市建築審査会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この規定は、西宮市附属機関条例第50条の規定に基づき、西宮市建築審査会（以下「審査会」という。）の会議の円滑な議事運営を図るため、必要な事項について定める。

### (会議の議長等)

第2条 会長は、審査会の会議において、議長となる。

- 2 会長及び副会長が、ともに事故あるときで、これらの者のいずれもがその職務を遂行できない場合であって、審査会を招集する必要があるときにおける会議の招集は、西宮市附属機関条例第3条第4項の規定にかかわらず、市長がこれを行う。

### (審査会の印)

第3条 審査会が作成する文書が真正であることを認証することを目的として、審査会の印（以下「印」という。）を定める。

（1）西宮市建築審査会長印

- 2 印のひながた、書体及び寸法等は別表第1のとおりとする。
- 3 印の保管及び使用については、別表第1に定める管守者がその責任を負う。
- 4 管守者は、印について盗難、紛失、破損その他不正使用等を防止するための措置を採るとともに、その管理を厳重に行わなければならない。
- 5 印は、通常使用する場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特別の事情によりあらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りではない。

### (審査会の招集)

第4条 審査会の招集は、審査会の5日前までに、審査会の日時、場所、議題及びその内容の要旨その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

### (審査会の公開)

第5条 審査会は公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

- 2 審査会を傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に対し傍聴の申請をし、議長の許可を得なければならない。

### (発言及び会議の秩序等)

第6条 会議において発言しようとする者は、議長の承認を得たのちでなければ発言

することができない。ただし、議長の指名を受けた者又は委員については、この限りでない。

- 2 議長は、審査会において、議長の承認を得ない発言その他審査会の運営に対し暴言、妨害その他審査会の開催に支障がある行為をした者に対し、会場からの退場その他必要な措置をとることができる。

#### (議事録等)

第7条 会長は、審査会を開催した都度、つぎの事項を記載した議事録又は会議録を調製しなければならない。

(1) 審査会の日時及び場所

(2) 審査会に出席した者の氏名(公開の審査会の場合には、傍聴者及び傍聴を許されなかった者並びに審査会の会場から退場を命じられた者の氏名を含む。)

(3) 議題及び議事の内容(会長の承認により要旨とすることができる。)

(4) 議決事項

(5) その他会長が必要と認めた事項

- 2 議事録及び会議録(以下「議事録等」という。)には、会長及び会議において議長の指名した委員が署名するものとする。

#### (審理等の特例)

第8条 議長は、建築基準法第94条第1項の規定に基づく審査請求(以下「審査請求」という。)における審査会において、審査請求人、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員及びこれらの者の参加人若しくはこれらの一部の者又はこれらの者の代理人の出頭がない場合においても、当該審査請求の審理を行いその裁決を行うことができる。

#### (準用)

第9条 審査請求にかかる審理については、第2条、第4条、第6条及び第7条の規定を準用する。ただし、この場合において、「会議」は「審理」と、「議題」及び「議題及び議事」は「審査請求事項」と、「議決事項」は「裁決事項」、「議事録又は会議録」及び「議事録及び会議録」(「議事録等」と読み替える場合を含む。)は「審理録」と、第7条第1項第2号の規定は「(2) 審査会に出席したものの氏名(傍聴者および審査会の会場から退場を命じられた者の氏名を含む。)」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 審査請求における審査会の傍聴については、第5条第2項の規定を準用する。

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 8 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から実施する。

**別表第 1 ( 第 3 条関係 )**

名称	ひながた	書体	寸法	管守者
西宮市建築審査会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">西 宮 市 建 築 審 査 会 長 之 印</div> <p>【図内文字】 西宮市建築審査会長之印</p>	てん書	方 2 . 3 c m	建築調整課長